

自主防災組織「設立事業」補助金交付要綱

平成23年3月15日

告示第94号

(目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織の設立を促進するために交付する補助金について、勝山市補助金等交付規則(昭和47年勝山市規則第12号)に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織とは、市民が自主的に地域の特性に応じた防災活動を行うために、自治会その他これに準ずる団体を単位として組織するものをいう。
- (2) 区とは、勝山市行政協力員設置要綱(平成13年勝山市告示第83号)に定める行政区をいう。
- (3) 町内会とは、区を組織する自治会をいう。
- (4) 連合体とは、複数の区又は町内会から構成された組織をいう。ただし、当該組織自体が、複数の連合体及び区から構成されている場合を含むものとする。
- (5) 防災資機材とは、自主防災組織が防災活動を行うときに使用する資機材等をいう。

(補助対象)

第3条 補助対象となる自主防災組織は、次のいずれかとする。

- (1) 区を母体とした組織
- (2) 複数の区の連合体を母体とした組織
- (3) 概ね200世帯以上の区において、概ね70世帯以上の町内会を母体とした組織

(4) その世帯の合計が概ね70世帯以上となる複数の町内会の連合体を母体とした組織

2 前項各号の組織が連合体として自主防災組織を新たに設立したときは、当該連合体を補助対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付対象は、自主防災組織設立のための会議費及び防災資機材購入費について補助する。ただし、組織設立時1回に限り3万円を上限に補助する。

(交付申請)

第5条 補助金の申請は、自主防災組織を設立後、自主防災組織「設立事業」補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

(1) 自主防災組織の規約

(2) 自主防災組織の組織図

(3) 役員名簿及び構成員名簿

(4) 自主防災組織の防災活動計画書

(5) 自主防災組織の収支予算書

2 前項第5号の添付書類は、自主防災組織の母体となる区等の収支予算が記載された総会資料の提出により代えることができる。

(交付決定)

第6条 前条の申請が次の各号の基準を満たすときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知を申請者に通知する。

(1) 区等を単位とした組織であること。

(2) 防災のための活動計画があること。

(実績報告)

第7条 交付決定を受けた申請者は、事業完了後速やかに自主防災組織「設立事業」完了実績報告書(様式第2号)に事業報告書及び収支決算書を添付して提出しなければならない。

2 前項の添付書類は、事業報告及び収支決算が記載された自主防災組織の母体となる区等の総会資料の提出により代えることができる。
(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の実績報告書を審査し、事業が完了したことを確認したとき補助金を交付する。

2 申請者は、前項により補助金の交付を受けようとするときは、自主防災組織「設立事業」補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に設立された自主防災組織については、平成23年度において補助金を申請することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた申請に係る補助対象については、なお従前の例による。